

大崎町森林炭素マイレージ交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県が定める「かごしまCO₂吸収量等認証制度実施要綱」(平成23年1月4日)に基づき認証される、CO₂固定量に応じてインセンティブを付与することにより、更に森林吸収源対策の取組を促進することを目的とし、大崎町森林炭素マイレージ交付金(以下「交付金」という。)の手続きについては、大崎町補助金交付規則(昭和56年大崎町規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象経費及び交付金の額等)

第2条 交付金の交付対象経費、交付金の額及び、交付対象者は、別表1のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、大崎町森林炭素マイレージ交付金交付申請書(第1号様式)及び、次に掲げる書類(以下、「交付申請書類」という。)を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大崎町森林炭素マイレージ交付金事業実績書(第2号様式)
- (2) 大崎町森林炭素マイレージ交付金収支精算書(第3号様式)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号のその他町長が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。

3 交付金の申請期限は、鹿児島県から認証を受けた日から1年間とする。

(交付金の交付の決定及び確定の通知)

第4条 町長は前条の交付申請書類を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付金の交付を決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を大崎町森林炭素マイレージ交付金交付決定及び交付確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第5条 町長は、交付金の交付を決定する場合、精算払いにより交付することができるものとする。

2 前条の規定による通知を受けた者は、交付金の交付を請求しようとするときは、大崎町森林炭素マイレージ交付金交付請求書(第5号様式)を町長に

提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 交付金の交付条件は、別記第1のとおりとする。

(交付金の返納)

第7条 交付申請書類に虚偽の記載があったとき、又はこの要綱の趣旨以外の事業経費に使用したとき、その他この告示及び大崎町補助金交付規則の規定に違反したときは、町長は交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1（第6条関係）

交付金交付の条件

- 1 交付対象者は、大崎町森林炭素マイレージ交付金交付要綱に従わなければならない。
- 2 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 この交付金にかかる収入、支出を明らかにした帳簿、支出経費の証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておかななければならない。

別表 1 (第 2 条関係)

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO ₂ 固定	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 照明設備のLED化 2 県産材木製品の購入 3 庭木（木本類）の購入 4 木質バイオマスの調達 5 その他町長が認めたもの 	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量(1 t-CO₂) 当たり 4, 500 円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO₂ 固定量認証を受けた大崎町内の木造建築主（ただし、県のCO₂ 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。）</p>

※CO₂ 固定量は、令和 2 年 4 月 1 日以降に完成した木造建築物を対象とする

別表 2 (第 3 条関係)

交付金の交付の対象となる事業	大崎町長が必要と認める書類
CO2 固定	<p>○認証書の写し</p> <p>○必要に応じて以下の書類を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・位置図 ・図面 (対象箇所のわかるもの) ・写真 ・領収書等の写し (単価や費用が確認できるもの)